

平成24年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	566,092 件
(2) 年 間 総 給 水 量	134,679,250 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	368,984 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	8,429,660 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	31,361,102 千円	
第1項 営 業 収 益	31,300,114 千円	
第2項 営 業 外 収 益	59,883 千円	
第3項 特 別 利 益	1,105 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	27,141,074 千円	
第1項 営 業 費 用	25,096,985 千円	
第2項 営 業 外 費 用	1,996,943 千円	
第3項 特 別 損 失	27,146 千円	
第4項 予 備 費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12,889,993千円は、建設改良積立金 40,886 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,480,540 千円、繰越利益剰余金処分量 3,230,772 千円、当年度利益剰余金処分量 1,707,717 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 430,078 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,974,513 千円
第1項 企業債	2,302,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	1,662,513 千円
第3項 補助金	10,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	16,864,506 千円
第1項 建設改良費	11,916,017 千円
第2項 償還金	4,938,489 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
相野原配水場配水池増設工事	平成24年度から 平成26年度まで	800,016 千円
尾間木配水場配水ポンプ更新工事	平成24年度から 平成25年度まで	724,395 千円
浄配水場運転管理業務委託	平成25年度から 平成27年度まで	393,750 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	2,302,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,089,402 千円

(2) 交際費 425 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 4,938,489 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 4,938,489 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、623,028 千円と定める。

平成24年2月7日 提出

さいたま市長 清水 勇 人